

くらしのちえ

第172号

2018年
11月発行

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

気をつけよう!!悪質商法

くらしの中には、悪質な手口で勧誘する様々な消費者トラブルが絶えません。今回は、相談の多い契約トラブルを紹介します。

トラブル① 土地を処分できると思ったら…

不動産会社を名乗る業者から「相続した別荘地を買い取りたい」と電話があった。土地は両親から相続したもので処分に困っていたので話を聞いた。

「その土地に介護施設を建てる予定があり、500万円で買い取ることができます」「売却には、高額な税金がかかりますが150万円で節税対策ができます」「150万円は別荘地売却時に返金します」と説明され契約した。

その後、別荘地の買い取りはされず、業者は電話に出なくなった。改めて契約書を確認すると、別荘地を500万円で売り、別の原野を650万円で購入する契約になっていた。



トラブル② 不用品を買い取ってもらうはずが…

「不用品を何でも買い取ります」と女性から電話があり、靴とバッグの買い取りをお願いした。

約束の日に、男性の査定員が訪問し、靴とバッグの査定を簡単にすませ「使っていない貴金属はないですか」「参考にするので見せて下さい」としつこく言う。見せるだけならと指輪を出すと「是非買い取らせてほしい」と言い、なかなか帰ってくれず、売却することになってしまった。貴金属一式3万円、靴など6点千円と書かれた契約書を渡された。

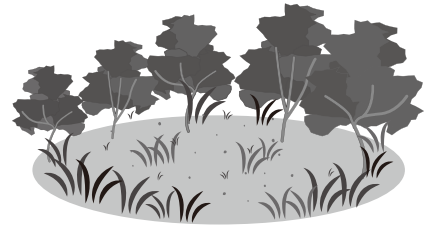
3日後「売却をやめたい」と連絡すると「すでに手元にありません」と言われ、返品されない。



トラブル① 原野商法の二次被害

◆原野商法とは…

値上がりの見込みのない山林や原野を「将来高値で売れる」と勧誘し、不当に高額で買わせる手口のことです。



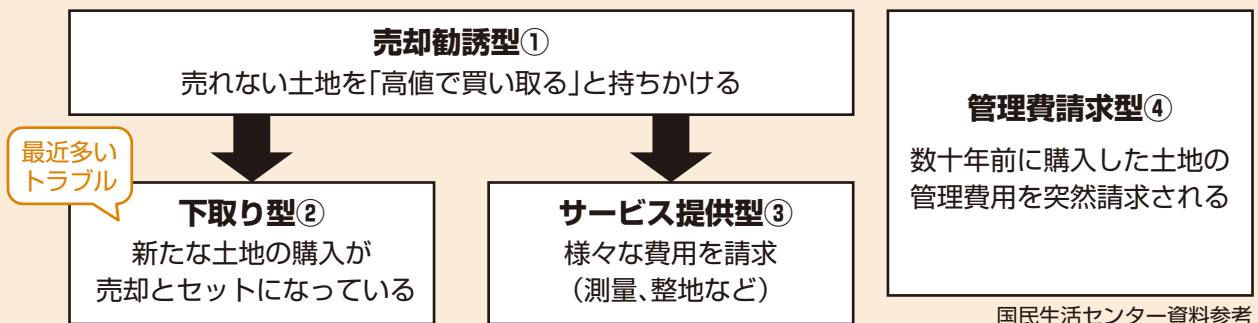
◆二次被害とは…

処分できずに手元に残っている原野を、高値で買い取りたいと勧誘し、様々な名目でお金を請求する手口のことです。

◎原野商法二次被害の勧誘手口を知ろう

- ①土地を高額で買い取ると言われ契約したが、いつまでたっても買い取りされない。
- ②別荘地売却の担保として、一時的に別の土地を購入させられたが買い戻してくれない。
- ③あとで返金すると言われ、高額な測量費用や整地費用を支払ったが返金されない。
- ④突然、別荘地の管理費用20年分支払うよう、事業者から通知が届いた。

～勧誘手口の図解～



◎他にもこんなことが…

- 直ぐにクーリング・オフしたが、返金されない。
- 契約後に連絡が取れなくなった。

ひとことアドバイス

- これまで値上がりしなかった土地に、高額な売却が確実であるかのような説明を行います。地元の役所や不動産業者に、適正価格を問い合わせましょう。
- 「売却できない土地を子供に残したくない」といった消費者の気持ちに付け込み、勧誘します。被害にあうおそれが非常に高いので、勧誘を受けてもきっぱりと断りましょう。
- 「払った費用等は、あとで返金する」と説明を受けますが、返金が行われたケースは確認できません。安易に契約するのはやめましょう。
- 別荘地の売却と他の原野の購入をセットにした下取り型が横行しています。業者は、原野購入について説明せず、セット購入であることを消費者に気付かせないようにします。契約前に、必ず書面の内容を確認し、不審な場合は契約するのを止めましょう。
- 事業者の実態が不明であり、クーリング・オフに対応されないケースが目立ちます。詐欺のおそれも十分に考えられます。急いで支払わないようにしましょう。

○群△町大字××の土地の評価額はどのくらいですか



トラブル② 訪問購入

◆訪問購入とは…

事業者が消費者の自宅を訪問して物品の購入を行う取引のことです。

貴金属、
高く買い取りますよ

◎他にもこんなことが…

- 断っているのに何度も同じ業者から勧誘電話がかかってくる。
- 貴金属の査定額が極端に安い。
- 引き渡した物品を返してほしいが、連絡先がわからない。
- 「もう溶かしてしまい、返せない」と言われる。



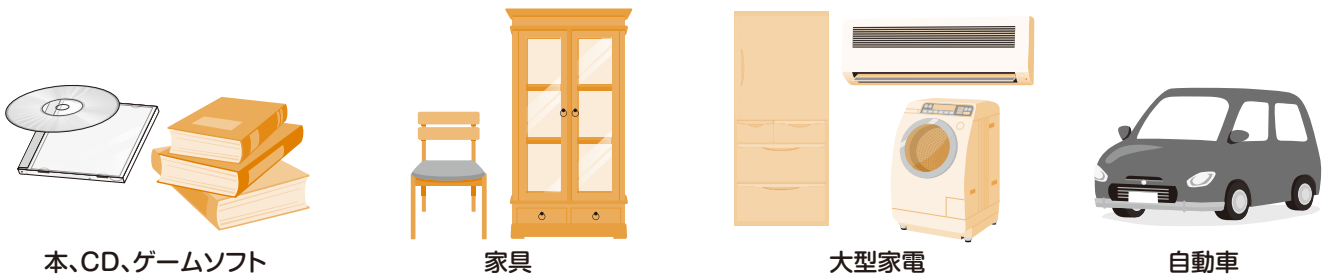
ひとことアドバイス

- 「不要になった衣類や靴はありませんか」と勧誘してきますが、一番の目的は、貴金属の買い取りです。承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

★もし契約することになったら、以下のことに注意!!

- 買取物品の識別ができる契約書を交付することになっています。
「○○○一式」「指輪○点」という書き方では物品の特定が十分とはいえません。
物品の特徴が記載された書面になっているか、よく確認しましょう。
- 書面を受け取ってから8日以内はクーリング・オフ(無条件の契約解除)ができます。

※訪問買取では、以下の物品はクーリング・オフできません。



- クーリング・オフ期間中は物品をその場で引き渡す必要がありません。
冷静に判断するために、8日間は手元に置いて、買い取ってもらうか、よく検討しましょう。

まとめ

- 一度支払ってしまったお金や、引き渡した物品を取り戻すことは容易ではありません。事業者の訪問には慎重に対応し、最初に高額な費用負担を求められる契約や、返金するという話を安易に信用してはいけません。
- 迷った時やおかしいと感じた時は、すぐに契約しないで、家族や消費生活センターに相談しましょう。

平成29年度 台東区の消費者相談の概要

消費生活センターでは契約、商品・サービスに関するトラブルや疑問などの相談に対して、専門の相談員が解決のお手伝いをしています。平成29年度に台東区消費生活センターに寄せられた消費者相談の概要がまとまりました。

●相談件数

1,599件

●契約当事者の性別・年代別

男性	女性	無回答・団体
692件	761件	146件
43.3%	47.6%	9.1%

10代	20代	30代	40代
21	127	228	240
1.3%	7.9%	14.3%	15.0%
50代	60代	70代以上	無回答・団体
209	269	288	217
13.1%	16.8%	18.0%	13.6%

●販売購入形態別

店舗販売	訪問販売	通信販売	マルチ(まがい)	電話勧誘販売
531	152	483	22	38
訪問購入	ネガティブ・オプション	無店舗等	不明・その他	
21	2	2	348	

※ネガティブ・オプション(注文していない商品を一方的に送り付け、代金の支払を狙った商法)

店舗販売以外の販売方法による相談が720件で全体の45%を占めています。なかでも、通信販売の相談が多くなっています。家に居ながら手軽に注文できる通信販売ですが、相手が見えない分、トラブルになることも多いようです。

不明・その他にはメールやハガキによる架空請求などの相談が含まれています。

●件数の多かった相談

1位	放送・コンテンツ等
2位	集合住宅(賃貸アパート等)
3位	商品一般
4位	融資サービス
5位	各種サービス業(不動産仲介・廃品回収など)
6位	健康食品
7位	インターネット通信サービス
8位	工事・建築・加工
9位	移動通信サービス
10位	相談その他

1位「放送・コンテンツ等」

「サイト料金が未納」という身に覚えのない請求のメールがスマホやパソコンに届いたという架空請求の相談が多くを占めています。

2位「集合住宅(賃貸アパート等)」

退去時の原状回復に関する相談や、設備等の修繕に関する相談などです。

6位「健康食品」

1回分を注文したつもりが定期購入だったという相談が多くなっています。

7位「インターネット通信サービス」

は光回線の契約、9位「移動通信サービス」はスマホや携帯電話の解約に関する相談が多くなっています。

台東区消費生活センター

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。

注意!

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

などの架空請求のはがきが送付されています。
こんなはがきが届いても無視しましょう。

不安な場合は
台東区消費生活センターに
ご連絡ください。

